

(案)  
「研究大学強化促進事業」事後評価に係る  
ヒアリング等実施要領

令和4年〇月〇日  
研究大学強化促進事業推進委員会

研究大学強化促進事業推進委員会は、「研究大学強化促進事業」における事後評価の実施にあたって各機関の取組状況を的確に把握するため、本実施要領に基づき、ヒアリング及び現地調査（以下「ヒアリング等」とする。）を行う。

1. 対象機関

委員会において選定

2. 参加者

委員：評価担当委員（主・副）及び希望する委員

機関：機関の長又は理事・副学長等のマネジメント層及び事業関係者

事務局：文部科学省研究振興局学術研究推進課職員等

3. ヒアリング等の進め方

(1) ヒアリング（原則オンライン） 【1機関当たり60分程度】

- ① 進め方について事務局より説明（5分程度）
- ② 機関からの説明※（30分程度）
- ③ 質疑応答（30分程度）

(2) 現地調査 【1機関当たり2時間30分程度】

- ① 進め方について事務局より説明（5分程度）
- ② 機関からの説明※（30分程度）
- ③ 実地調査（研究施設等の視察、URA等との意見交換等）（90分程度）
- ④ 質疑応答（30分程度）

※ 機関の長又は理事・副学長等のマネジメント層が説明者となり、事後評価報告書等に加え、必要に応じてパワーポイント等で作成した資料等を用いて説明することを想定。なおヒアリング等の実施方法については「2. 参加者」及び「3. ヒアリング等の進め方」を原則としつつ、参加する委員の要望等を踏まえて実施する。